

## 2 3 国民健康保険の基盤強化について

(厚生労働省)

### 【内容】

- (1) 平成30年度からの国民健康保険制度改革にあたっては、国保事業費納付金等の試算結果を踏まえ、算定方法の改善や特例基金の拡充など、保険料負担の急激な上昇が生じないよう十分な対策を講じること。
- (2) 将来にわたり持続可能な国保制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、今後の医療費の伸びに耐えうる財政基盤の確立を図ること。そのために必要な財源については、国が責任をもって確保すること。
- (3) 運営の在り方の見直し及び将来にわたる具体的な国費投入の方策や規模については、引き続き地方と十分な協議を行い、国保基盤強化協議会で都道府県が提案した方策についても、実施に向けて検討すること。このうち、地方単独の医療費助成に係る国庫負担金の減額措置について、地方の自主的な取組を阻害しているため、小学生以上の子どもや障害者などを対象とする医療費助成についても廃止すること。

### (背景)

- 国民健康保険は、被保険者の年齢構成が高いため医療費水準が高く、また所得水準が低いため保険料負担率が高いといった構造的な問題を抱えており、医療費に見合う保険料（税）収入の確保が困難であり、市町村は法定外の一般会計繰入を余儀なくされ、保険財政は恒常的に逼迫している。
- このため、平成27年5月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担うこととされた。
- 新制度において、都道府県は市町村ごとの国保事業費納付金及び標準保険料率を算定することになるが、国が示している算定方式に基づき試算を行ったところ、市町村によっては相当程度の変動が生じる結果となっており、被保険者の保険料負担の上昇が危惧される。
- また、財政基盤強化策として、制度改革に併せて毎年3,400億円の公費が投入されるが、今後も医療費が伸びていく中で国保を持続可能な制度とし、被用者保険との格差を縮小するためには、今回の強化策に加え、さらなる財政基盤の強化が必要である。
- 特に、高額な肝炎やがんの治療薬の保険適用による医療費の急激な増加は、国保財政をさらに悪化させており、保険料の上昇や公費負担の増加が懸念される場所である。
- なお、子ども医療費助成など地方単独事業については、本来国が制度的に対応すべきものを、地方のみに責任を負わせるものであり、国庫負担金の減額措置については、国保財政に大きな影響を及ぼしている。

- 「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議（国保基盤強化協議会）」における議論のとりまとめでは、子どもに係る保険料（均等割）の軽減措置の導入や地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しといった地方からの提案についても、引き続き議論していくこととされている。また、全国知事会からも本県と同様の要請がなされている。
- このうち、未就学児までを対象とする医療費助成については、平成30年度から国保の減額調整措置を行わないこととされたが、他の医療費助成については、未だ検討に至っていない状況である。

**( 参 考 )**

**◇ 市町村国保の運営状況**

(平成26年度)

		国保		協会けんぽ	健保組合
		全国	愛知県		
被 保 険 者	65～74歳被保険者の割合	37.1%	38.0%	6.1%	2.9%
	無職者の割合	43.9%	41.0%	—	—
	年間所得200万円未満の割合 (協会けんぽ・健保組合は総額割合)	78.8%	72.7%	15.1%	5.7%
	一人当たり医療給付費	33.3万円	30.5万円	16.7万円	14.9万円
	保険料負担率	9.9%	9.0%	(24年度)7.6%	(24年度)5.3%
財 政	保険料収納率	91.45%	93.72%	—	—
	一般会計からの法定外繰入(決算補填)	3,034億円	129億円	—	—
	前年度繰上充用	936億円	3億円	—	—

注)「財政」欄は平成27年度速報値

**◇国民健康保険の見直しのポイント**

<p>1. 公費拡充等による財政基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 毎年約3,400億円の財政支援の拡充等により財政基盤を強化。 <ul style="list-style-type: none"> <li>I. 平成27年度から保険者支援制度を拡充(約1,700億円)</li> <li>II. 平成30年度以降、保険者努力支援制度等の実施のために必要となる約1,700億円を確保</li> </ul> </li> </ul> <p>2. 運営の在り方の見直し(保険者機能の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成30年度から、都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに国保の運営を担う。</li> <li>○ 都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、国保運営について中心的な役割を担うこととし、制度の安定化を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統一的な国保の運営方針の策定</li> <li>・ 市町村ごとの納付金の額の決定</li> <li>・ 標準保険料率の算定・公表</li> <li>・ 保険給付に要した費用の市町村への支払い 等</li> </ul> </li> <li>○ 市町村は、保険料の賦課・徴収、資格管理・保険給付の決定、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を行う。</li> </ul>
--

**◇平成28年度に実施した国保事業費納付金等の試算結果**

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成30年度から拡充される国の財政支援約1,700億円は考慮せず、平成29年度に新制度を導入すると仮定した場合の納付金額等を試算</li> <li>・ 加入者一人当たり納付金額は平成27年度実績と比較し、県平均で103.48%の伸びとなるが、伸び率が県平均より10%以上増減する市町村は19(増13、減6)</li> </ul>
---